

平成29年（ネ）第167号 損害賠償等請求事件

控訴人 株式会社My News Japan

被控訴人 株式会社ナガセ

## 控訴理由補充書

平成29年2月1日

東京高等裁判所第24民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 瑞慶山 茂

弁護士 小園 恵介

弁護士 松本 啓太

頭書の事件について、控訴人は、平成29年1月31日付で控訴理由書を提出したところであるが、本件に関して参考とされるべき事案に接したので、以下のとおり控訴理由を補充する。

### 1 セブンイレブン加盟店で発生したアルバイト罰金問題の報道

東京都武蔵野市にあるセブンイレブンのフランチャイズ加盟店で、アルバイトを病欠した高校生から罰金を受け取っていたことが発覚し、平成29年1月31日から翌2月1日にかけて、多くの報道機関がこの問題を記事として発表

した。

この問題に関してインターネット上で閲覧することができる記事を見ると、いずれも本文にはフランチャイズ店ないし加盟店で起きた問題である旨が明記されているものの、見出しには加盟店で起きたことである旨を明記していないものが、以下のとおり多数確認された。

NHK「セブン-イレブン 欠勤でアルバイト代差し引く」(乙18の1)

日本テレビ「セブンイレブン 病欠のバイトから罰金とる」(乙18の2)

TBS「セブン-イレブン, 病欠アルバイトの給与ペナルティーとして減額」  
(乙18の3)

フジテレビ「セブン-イレブン, バイト欠勤の女子高生に法令以上の給料減額」  
(乙18の4)

読売新聞「病欠のバイトから『罰金』, セブンが返金を指示」(乙18の5)

朝日新聞「セブンイレブン, 病欠のバイトに『罰』不当に減給」(乙18の6)

時事通信「バイト病欠で罰金=9350円, 女子高生から一セブン」(乙18の7)

また、新聞やテレビなどのインターネット以外の媒体を持たないニュースサイトであるねとらぼも「『病欠で代わりを探せなかったペナルティ』セブン-イレブンで女子高生バイトに不当な減給, Twitterで発覚」との見出しを掲げた(乙18の8)。

同じくニュースサイトのハフィントンポストは「セブンイレブンだけじゃない, バイトに『罰金』『損害賠償』と脅すブラック企業, その実態は…」という見出しの記事を掲載した(乙18の9)。

なお、各社の報道によれば、セブン&アイホールディングスは、罰金は労働基準法に違反するとして、加盟店に対して返金を指示するなどの指導を行ったという。

## 2 本件見出しの表現が許容されるべきものであること

### (1) 見出しに加盟店である旨を明記する必要はないとの社会通念が存在していること

被控訴人は、本件見出しの表示は事実と異なる、と主張して、本件見出しを「『東進』の運営する東進衛星予備校のある加盟校はワタミのような職場でした」と書き換えることを求め（甲12・8頁）、本件訴訟においても同様の主張を続けて、本件見出しの削除等を求めた。

原判決も、被控訴人の主張に沿って、本件見出しの「東進」は東進グループ全体を指すものとの誤解を招く表現であり、社会通念上相当な範囲内の省略や誇張的表現を逸脱するものといわざるを得ず、被控訴人の名誉を毀損する、と判断して、被控訴人の請求を一部認容した。

しかし、セブンイレブンのフランチャイズ加盟店で発生した問題に関する前述の各報道をみると、見出しには単に「セブンイレブン」「セブン」などと記載して、加盟店であることを明記していないものが多く存在する。

被控訴人の主張や原判決の判断に従えば、これらの見出しはセブンイレブンのグループ全体を指すものとの誤解を招く表現であり、フランチャイザーであるセブン&アイホールディングスの名誉を毀損するものだということになりかねないが、これほど多くの報道機関が見出しに加盟店であることを明記していないのは、記事の見出し部分には必ずしも加盟店であることを明記しなくてよい、との社会通念が存在しているからである。

### (2) 本件見出しが社会通念上相当なものであること

改めて本件見出しについて検討すると、原判決において本件見出しが名誉毀損だとされたのは、単に「東進」とのみ記載して、見出し上に加盟校で発生した問題であることを明記していなかったためである。

しかし、記事の見出し部分には必ずしも加盟店であることを明記しなくてよい、との社会通念に照らせば、本件見出しは、社会通念上相当な範囲のも

のである。

さらに、本件記事の冒頭部分には「新卒で、ある東進衛星予備校に入社後、連日深夜に及ぶサービス残業でタクシー代も自腹、給料が額面20万円未満という環境のなか、半年で鬱病と診断され退職を余儀なくされた元社員が、自身の体験を振り返り、病に至る経緯とその対処法を語った。」と記載されており、本件記事が「元社員」の体験記であることが明記されている。

本件記事が「私」の体験記である以上、「私」が体験した問題についてしか述べられていないのであって、東進グループの複数箇所で同様の問題が発生していることまで報じたものとみられる余地はない。

本件見出しは本件記事の一部に過ぎず、本件見出しを本件記事とあわせて読めば、本件見出しの「東進」が東進グループ全体を指すとの誤解を生じさせることはない。

本件見出しの表現が社会通念上相当な範囲を逸脱するものとした原判決の判断は、記事の見出しに関する社会通念についての認定を誤ったものである。

- (3) フランチャイジーの労務管理についてフランチャイザーにも一定の責任があるとの社会通念が存在すること

フランチャイズの一加盟店で発生したに過ぎない労働問題が、多くの報道機関によって報じられ、社会的に注目を集めることとなったのは、フランチャイザーがセブンイレブンという著明な企業グループだったためだと考えられる。

フランチャイジーの労働問題がフランチャイジーによって注目されるのは、フランチャイジーの労務管理についてフランチャイザーにも一定の責任があるとの社会通念が存在するからにほかならない。その責任が法的なものであるか社会的なものであるかはともかく、フランチャイジーの労務管理について、フランチャイザーが適切な指導監督を行うことが、社会常識として

要請されているのである。

加盟店での問題を報じる際に、記事の見出しに加盟店である旨を明記しないことが社会通念上許容されているのも、上述した考え方が基礎にあるためであり、この観点からも、本件見出しの表現は、社会通念上相当な範囲内にあるものというべきである。

### 3 被控訴人の請求が棄却されるべきであること

以上のとおり、本件見出しの表現は社会通念上相当な範囲内のものであり、被控訴人の名誉を毀損しないか、仮に名誉毀損に当たるとしても、被控訴人において受忍すべき限度内のものであるから、被控訴人の請求はすべて棄却されるべきである。

### 4 控訴人の反訴請求が認容されるべきであること

セブン&アイホールディングスは、加盟店で発生した問題について、返金を指示するなどの指導を行ったことが報じられている一方、記事の見出しが事実を誤認させるものだとして削除要請を行ったなどという報道はない。

他方、社会通念上相当な表現にとどまる本件見出しについて、誤った事実摘示だと主張して、単に被控訴人に対して直接に削除を要請したのみであればまだしも、本件記事の削除と高額の損害賠償請求等を請求する訴訟まで提起した被控訴人の対応は、異常というほかないものである。

そのような、社会通念に照らして異常な提訴のために応訴を余儀なくされ、憲法が保障する表現の自由を脅かされた控訴人には、応訴負担による損害が発生している。

被控訴人の提訴は違法なものであり、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものであるから、控訴人の反訴請求が認容されるべきである。

以上